

令和7年度壱岐市漁港(海上)工事入札参加資格要件及び業者選定

選定基準

1. 長崎県が行う港湾・漁港等の海上工事の発注基準(入札参加資格要件等)を準用する。
2. 格付基準については、土木一式工事のA及び総合数値810点以上のB(特定)業者とする。
3. 海上工事用作業船(起重機船、浚渫船、ミキサー船、フローティングドッグのいずれか)を県内に有すること。または傭船契約を締結していること。
4. 作業船の保有については、入札参加資格の必須要件とする。
5. 市内に本社を有しない場合、主たる営業所又は委任営業所を有すること。
6. 年度途中での作業船保有による格付け変更は行わないものとする。
7. 長崎県の令和6年度作業船関係確認証の交付を受けていること。

その他

- ・漁港工事とは、外郭施設・係留施設・水域・海岸保全工事等とする。
- ・海上工事には漁場工事(魚礁・増殖場工事)を含むものとする。
- ・所管が漁港関係事業であっても明らかに陸上作業が可能な場合は、土木工事を選定するものとする。(例えば、漁港工事の中での道路、用地等)